

7 野菜指定産地制度、価格安定制度

(1) 野菜価格安定制度の概要

- 「野菜生産出荷安定法」に基づく野菜価格安定制度では、主要な野菜について、

- 出荷の安定を図るために集団産地として形成することが必要な生産地域(指定産地)を定め、生産・出荷を計画的に推進するとともに、
- 著しい価格低落時には、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための生産者補給金を交付すること
等により、国産野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を確保することを目的としている。

野菜の種類

指定野菜(14品目)

国民の消費生活上重要な野菜

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、
はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

★ブロッコリーを指定野菜に追加予定

(令和6~7年度に特定野菜からの移行準備を進め、令和8年度事業から適用)

【指定野菜の計画生産・計画出荷の流れ】

需要及び供給の見通し
【国】
(概ね5年ごと)

需給ガイドライン
【国】
(毎年2回:冬春野菜・夏秋野菜)

供給計画
【出荷団体・生産者】
(毎年)

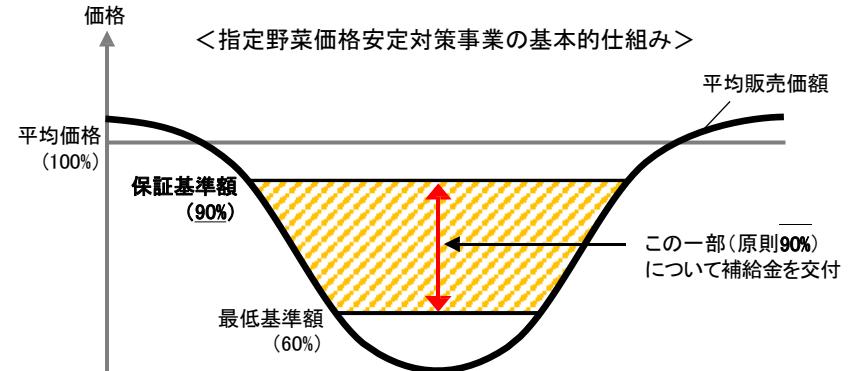
特定野菜(35品目)

国民の消費生活上や地域農業振興の観点から指定野菜に準ずる重要な野菜

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、
グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎくしうが、す
いか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、
ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、
しとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

価格低落時の補てん

指定野菜・特定野菜の市場価格が低落した場合に、生産者補給金を交付



	指定野菜価格安定対策事業	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
対象野菜	指定野菜	特定野菜、指定野菜
産地要件	指定産地	特定産地
拠出割合 (国:都道府県:生産者)	3:1:1※2	1:1:1※3
平均価格	過去6年間の卸売市場価格を基礎に算出	
保証基準額	平均価格の90%	平均価格の80%※4
最低基準額	平均価格の60%(標準)	平均価格の55%※4
補てん率	原則90%※5	80%

※1 拠出割合は、国:都道府県:生産者

※2 指定野菜のうち重要野菜(キャベツ、たまねぎ、秋冬だいこん、秋冬はくさい)にあっては国:都道府県:生産者

※3 特定野菜のうちアスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン、ブロッコリーにあっては国:都道府県:生産者

※4 特定野菜の場合の原則

※5 産地区分に応じて70%~90%

※1 複数の品目で指定産地となる場合等には緩和措置がある

※2 出荷割合とは、区域内の当該野菜の総出荷数量に占める共同出荷組織及び大規模生産者(又は相当規模生産者)による出荷数量の合計の割合を指す。